



◆ 1. 中央区環境行動計画推進委員会の設置について

(1)要綱

中央区環境行動計画推進委員会設置要綱

平成10年6月8日10中環環第145号
平成19年5月25日19中環環第73号
平成21年12月1日21中環環第274号
平成23年4月1日22中環環第375号

(設置)

第1条 中央区環境行動計画(以下「環境行動計画」という。)を着実に推進するため、施策の実施状況の分析、評価等(以下「評価等」という。)を行うとともに、評価等を踏まえた新たな施策を提案し、環境行動計画に反映させるため、中央区環境行動計画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行い、必要に応じてその結果を区長に報告する。

- (1) 環境行動計画を推進する施策の進行管理に関する事項。
- (2) 環境行動計画を推進する施策の評価等に関する事項。
- (3) 評価等を踏まえた新たな施策の提案に関する事項。
- (4) 環境行動計画の改定に関する事項。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める人数以内の者につき、区長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験等を有する者 8人
- (2) 中央区職員 4人

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、年2回の開催とする。ただし、第2条第4号に規定する事項を検討する場合にあっては、委員長の必要と認める開催数とする。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、環境土木部環境政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成10年6月8日から施行する。

2 この要綱の施行後、初めて委嘱し、又は任命する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成12年3月31日までとする。

附 則

1 この要綱は、平成19年5月25日から施行する。

2 この要綱の施行後、初めて委嘱し、又は任命する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成20年3月31日までとする。

附 則

1 この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日以後、この要綱による改正後の中央区環境保全行動計画検討委員会設置要綱(以下「改正後の要綱」という。)第3条の規定により区長が初めて委嘱し、又は任命する委員の任期は、改正後の要綱第4条の規定にかかわらず、委嘱又は任命の日から平成23年3月31日までとする。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(2)委員名簿

平成29年6月29日現在

区分	氏名	役職名等	備考
学識経験者等	永田 勝也	早稲田大学名誉教授	学識経験者 ※委員長
	小野田 弘士	早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科 教授	学識経験者
	久塚 謙一	流通経済大学社会学部 元教授 (環境省登録)環境カウンセラー、化学物質アドバイザー	学識経験者 (区民)
	篠原 良子	中央区環境保全ネットワーク顧問	環境団体関係者 (区民)
	鈴木 康史	東京建物株式会社 執行役員 ビルエンジニアリング部長	区内事業者
	伊藤 美智子	ムゲンシステム株式会社 専務取締役	区内事業者
	岩井 伸一	株式会社イトーキ 管理本部 環境管理部長	区内事業者
	涌井 美栄子	ネオ・アート株式会社 代表取締役	区内事業者 (区民)
中央区職員	平林 治樹	中央区企画部長	
	望月 秀彦	中央区環境土木部長	
	松岡 広亮	中央区都市整備部長	

◆ 2 中央区環境行動計画策定までの経過について

(1)中央区環境行動計画推進委員会の開催状況

開催日	審議内容
第1回 平成 29 (2017) 年 6月 29 日	現状と課題の整理
第2回 平成 29 (2017) 年 8月 29 日	素案の検討
第3回 平成 29 (2017) 年 11月 7日	中間のまとめ案の検討
第4回 平成 30 (2018) 年 2月 9日	最終報告案の検討

(2)中央区環境行動計画 2018「中間のまとめ」に対するパブリックコメントの実施概要

実施期間	平成 29(2017)年 12月 22 日から平成 30(2018)年 1月 12 日
周知方法	・区のおしらせ(12月 21 日号)に掲載 ・区ホームページに掲載
閲覧場所	・環境土木部環境政策課（区役所 7 階） ・まごころステーション（区役所 1 階） ・情報公開コーナー（区役所 1 階） ・日本橋特別出張所 ・月島特別出張所
提出人数	5 人
提出件数	8 件

◆ 3 中央区環境行動計画策定に伴う意識調査について

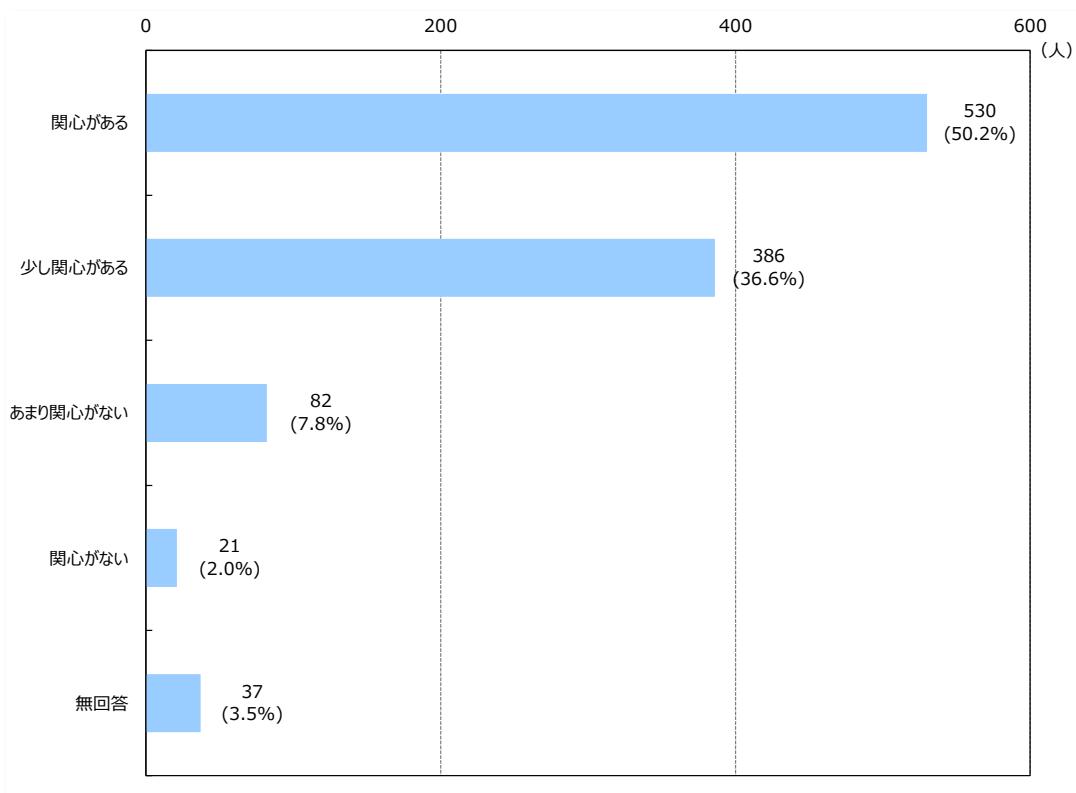
(1) 環境に関する意識調査概要

	区民	事業者・団体	区立小・中学生
	第47回区政世論調査	環境に関する 事業者・団体意識調査	環境に関する 小・中学生意識調査
調査時期	平成29年5月	平成29年5～6月	平成29年6～7月
調査対象	中央区に居住する 満18歳以上の男女個人 (外国人区民を除く)	区内環境活動団体などに属する または関連のある事業者・団体	小学5年生および 中学2年生
配布数	2,000件	260件	1,447件
回収数	1,056件	179件	1,390件
回収率	52.8%	68.8%	96.1%
調査方法	郵送による配布 (無作為抽出)	中央区環境保全ネットワークまたは 京橋環境ステーションに依頼	各小・中学校に依頼

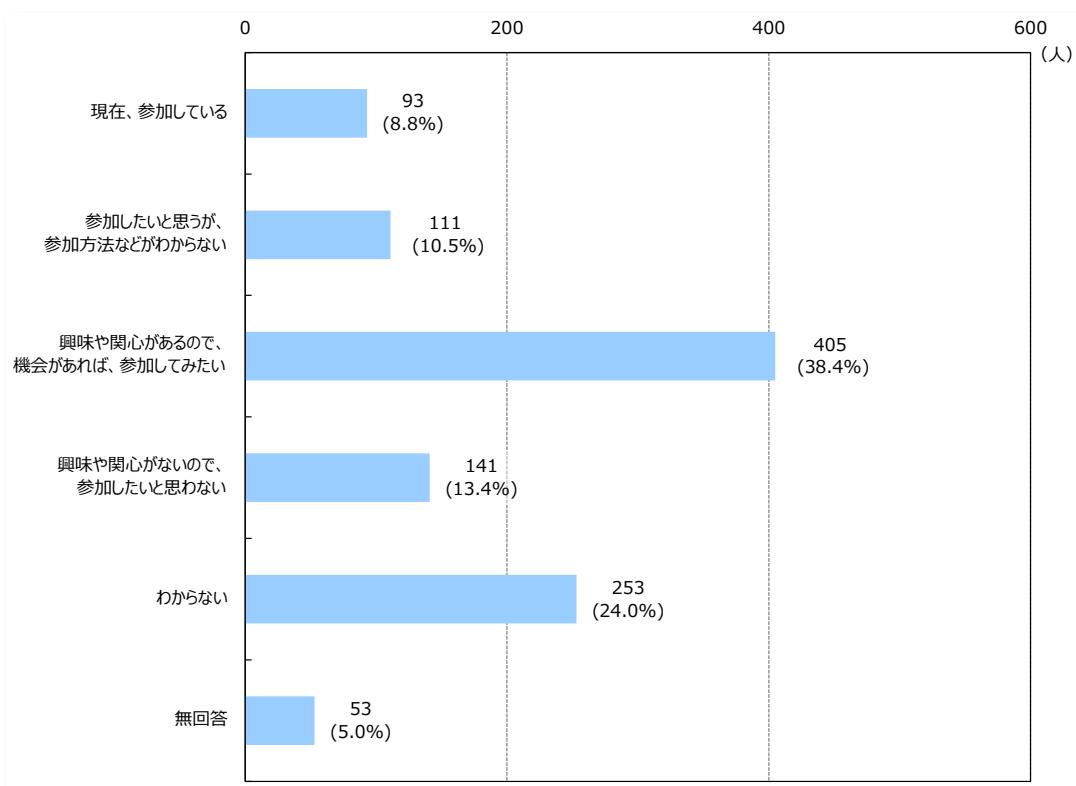
※区政世論調査は、企画部広報課で実施した。

(2)世論調査の結果(第47回中央区政世論調査)

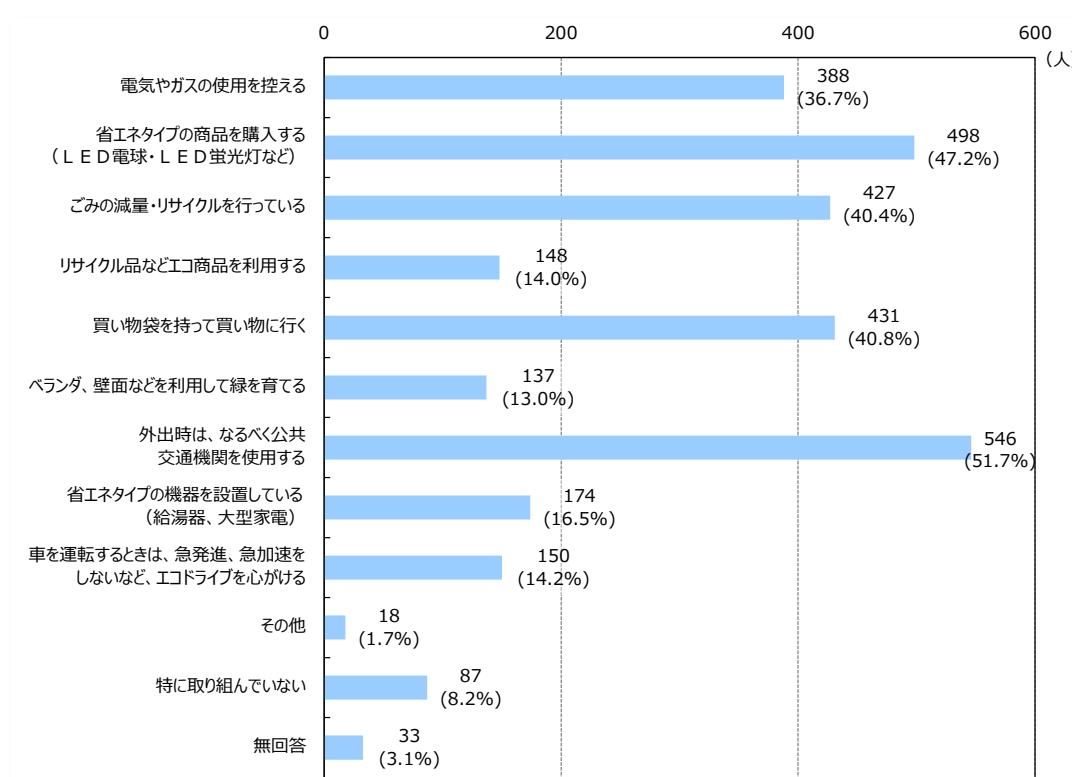
【環境問題への関心】(n=1,056)



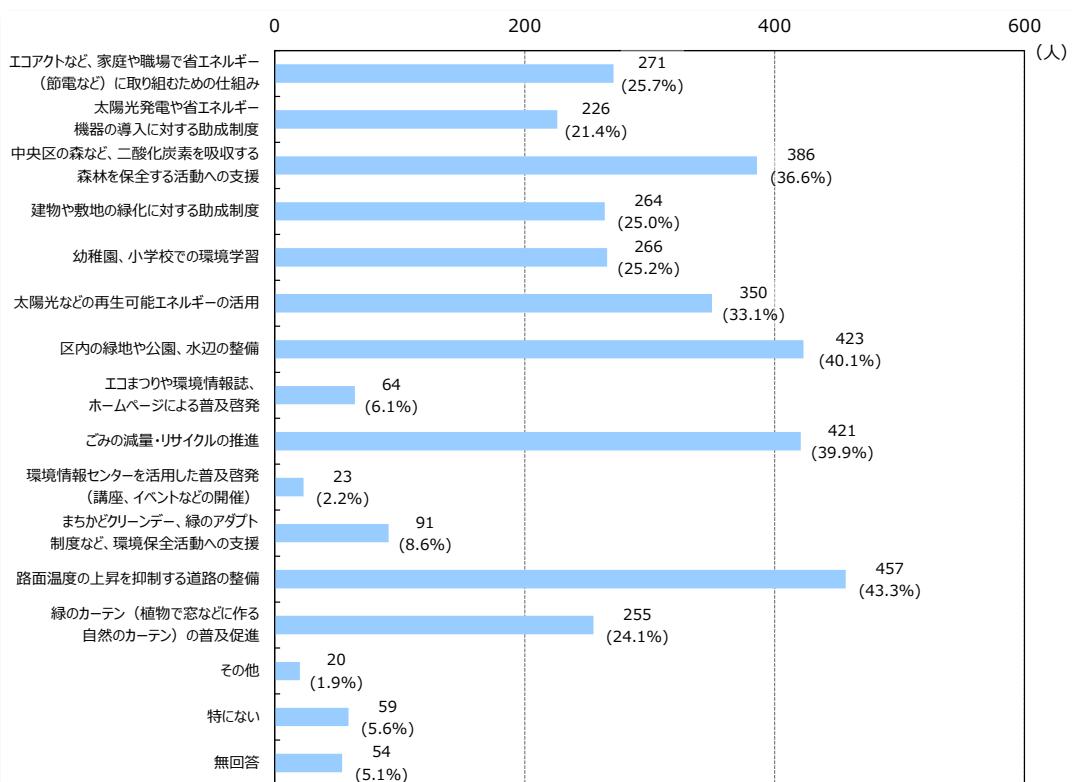
【地域での環境活動への参加について】(n=1,056)



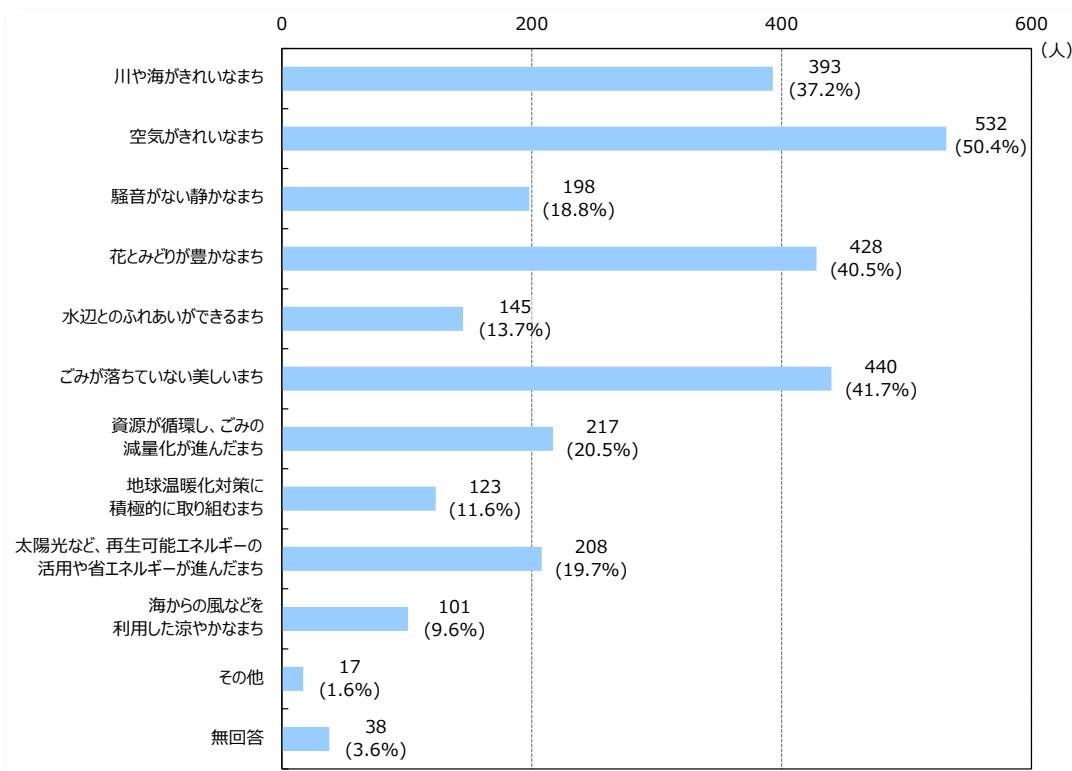
【環境を守るために、日常生活のなかで取り組んでいること】(n=1,056)(複数回答)



【区の地球温暖化対策で重要なと思うもの】(n=1,056)(複数回答)

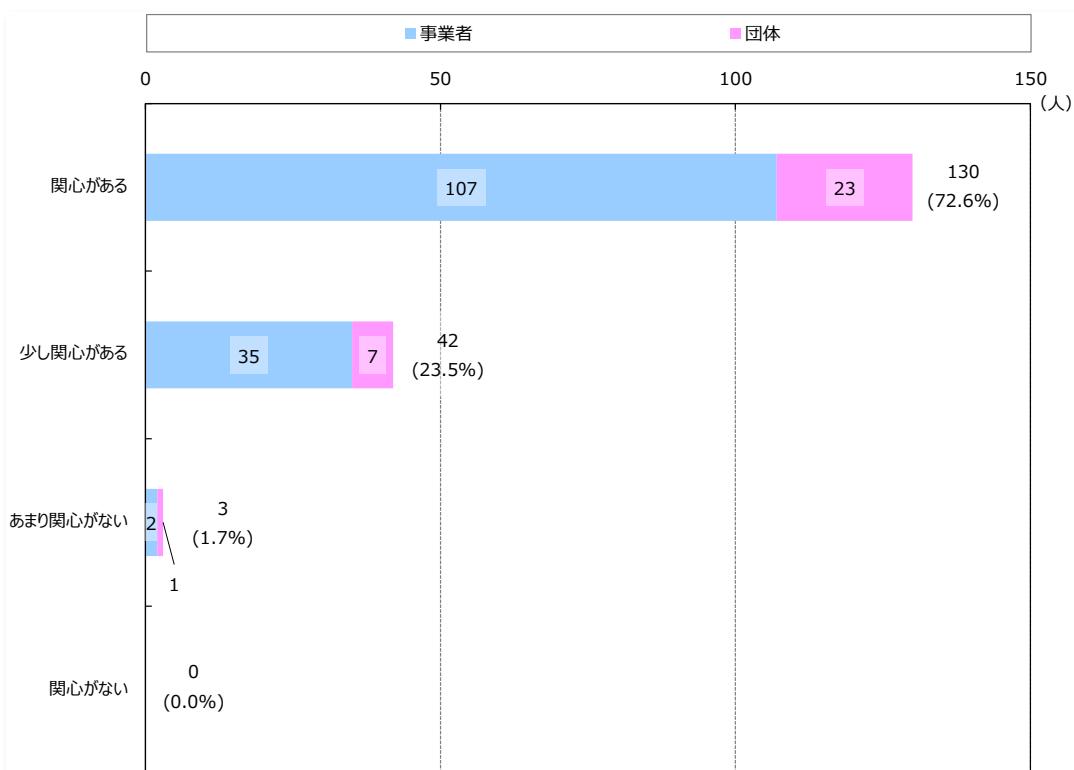


【環境に優れたまちのイメージ】(n=1,056)(3つまで回答)

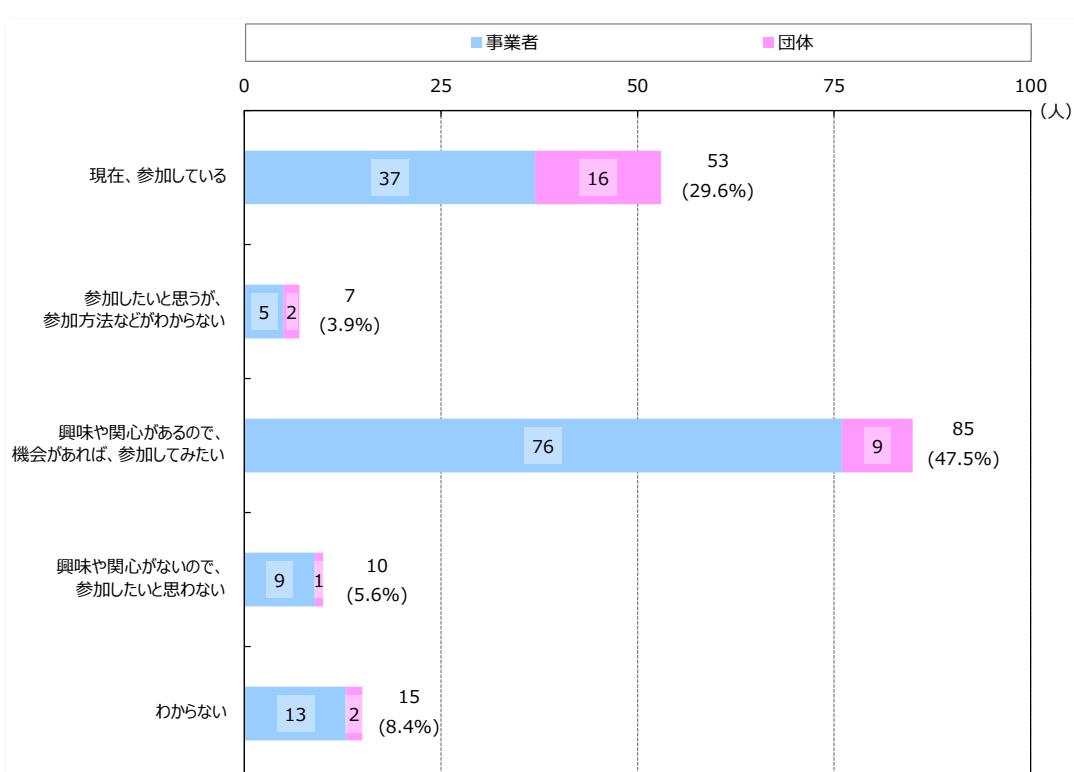


(3)事業者・団体意識調査の結果

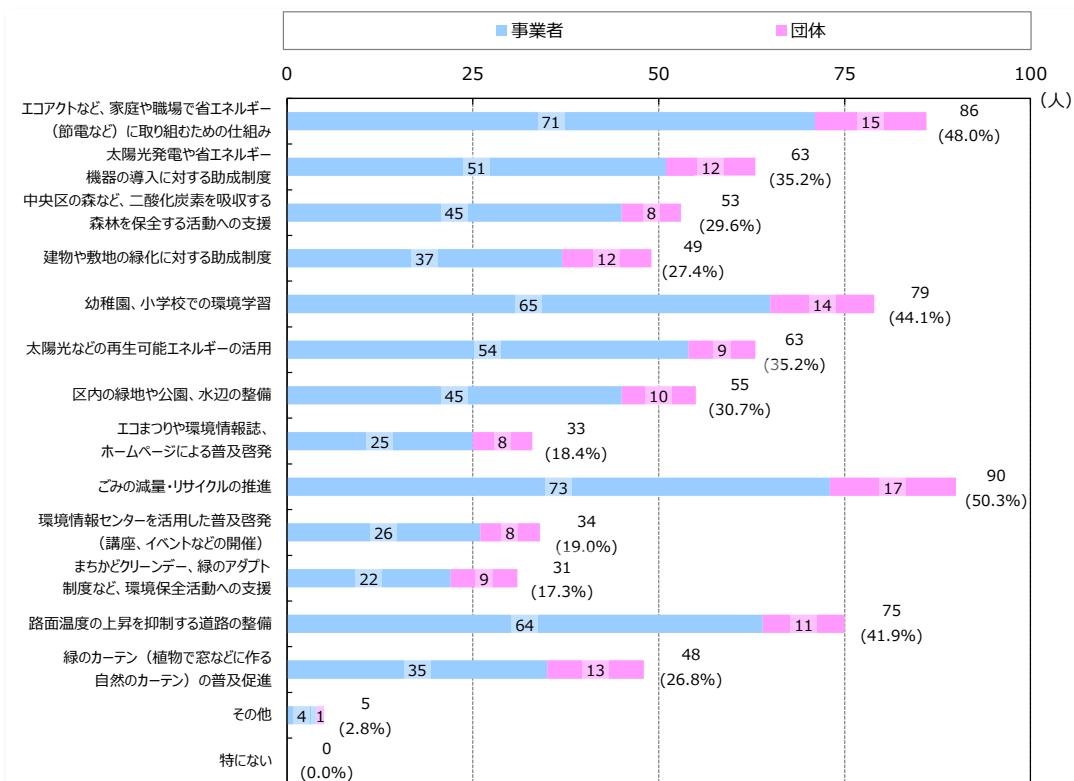
【環境問題への関心】(n=179)



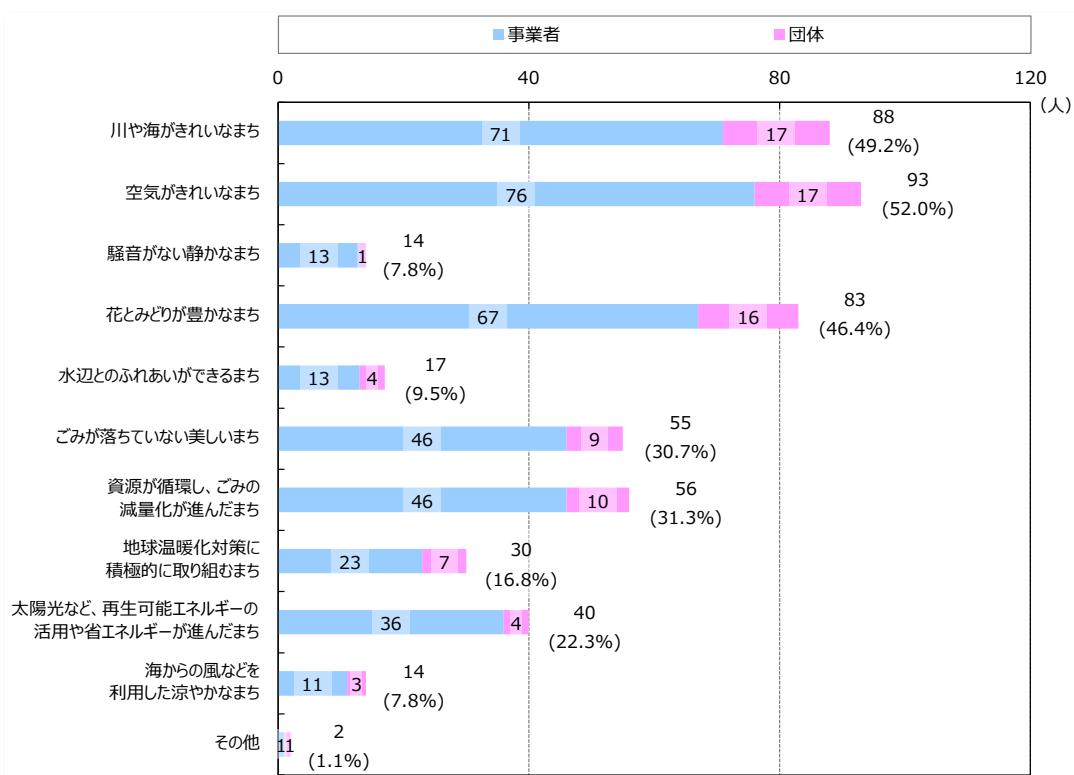
【地域での環境活動への参加について】(n=179)



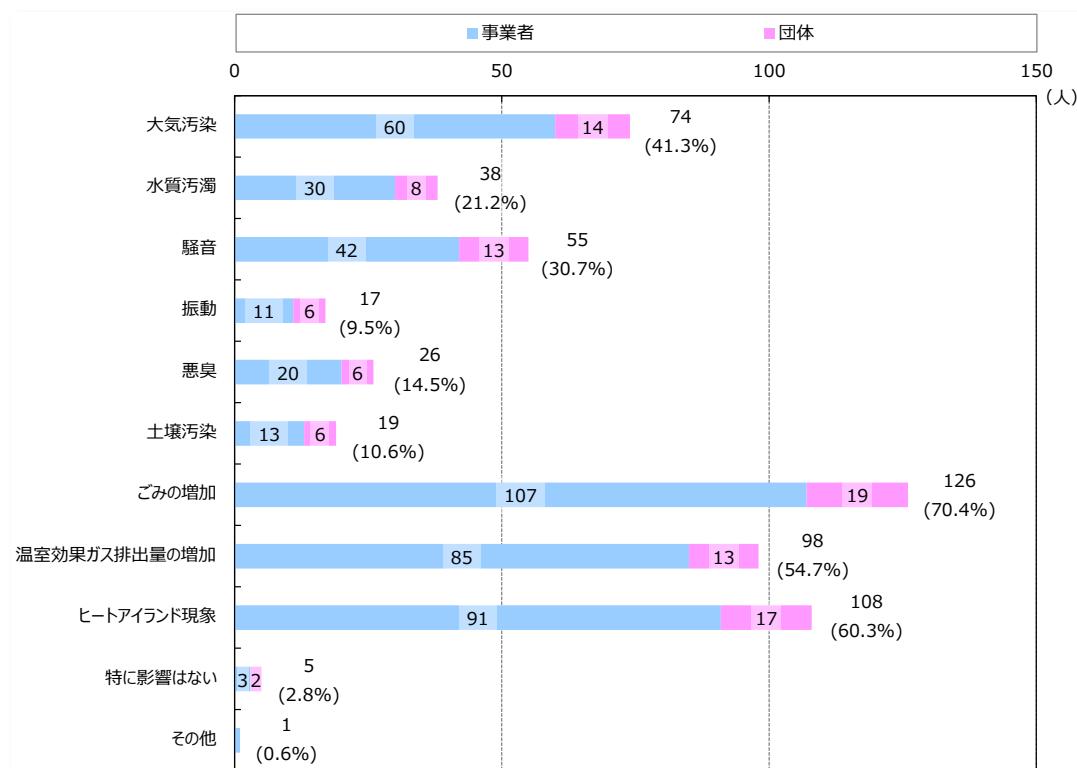
【区の地球温暖化対策で重要なと思うもの】(n=179)(複数回答)



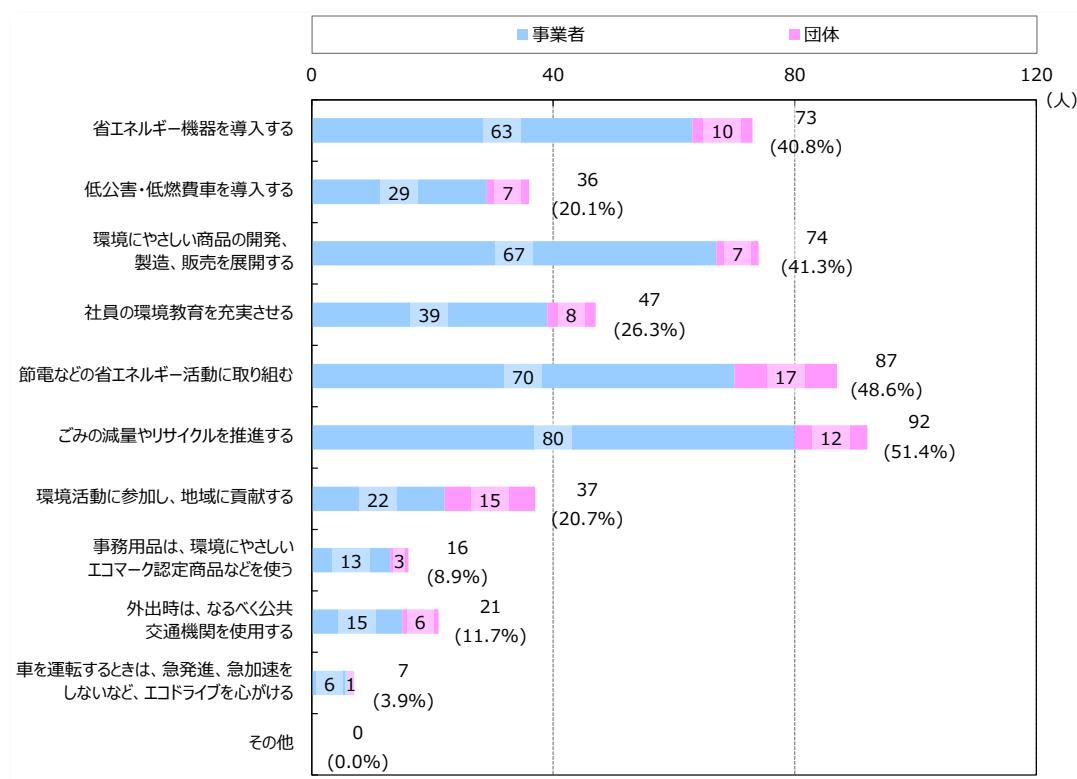
【環境に優れたまちのイメージ】(n=179)(3つまで回答)



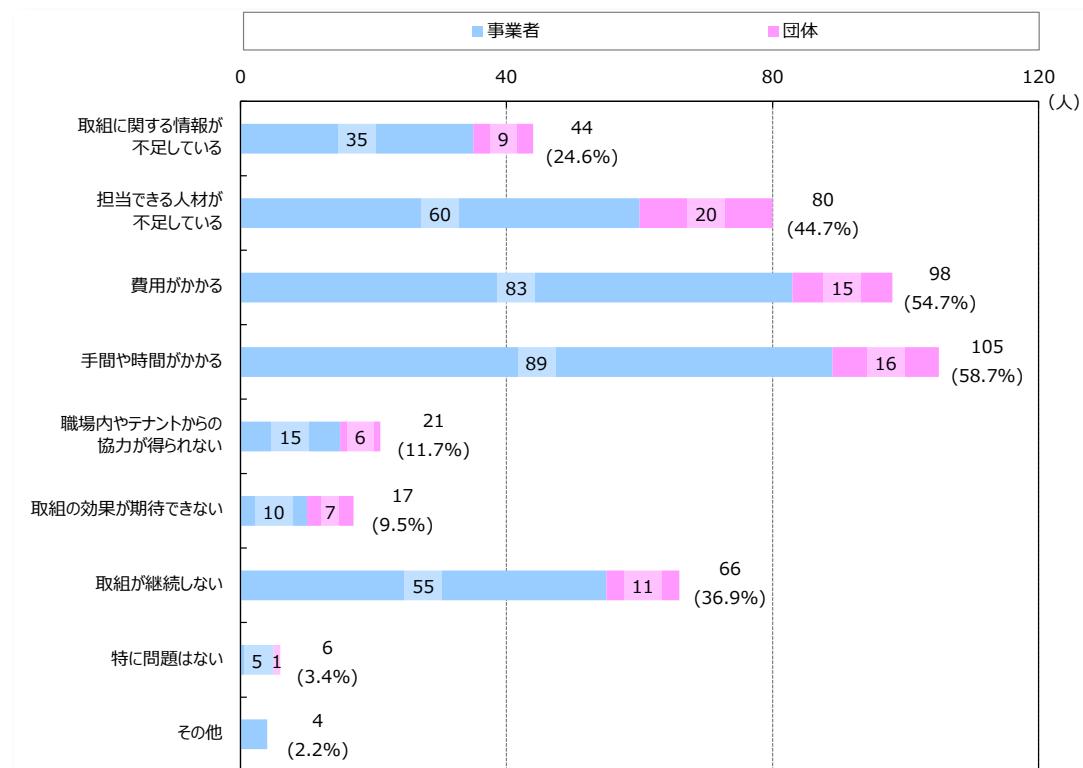
【事業活動が地域の環境に及ぼす影響】(n=179)(複数回答)



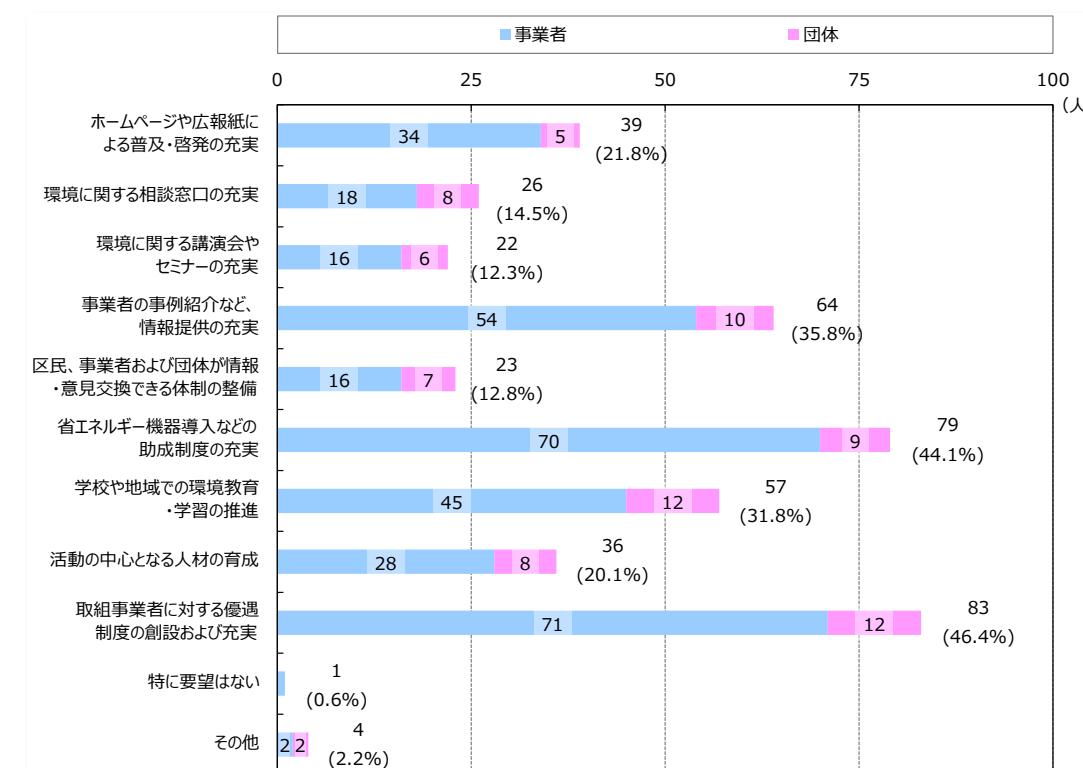
【環境のために、事業者として必要な取組】(n=179)(3つまで回答)



【環境に配慮した取組を進めるうえでの課題】(n=179)(複数回答)

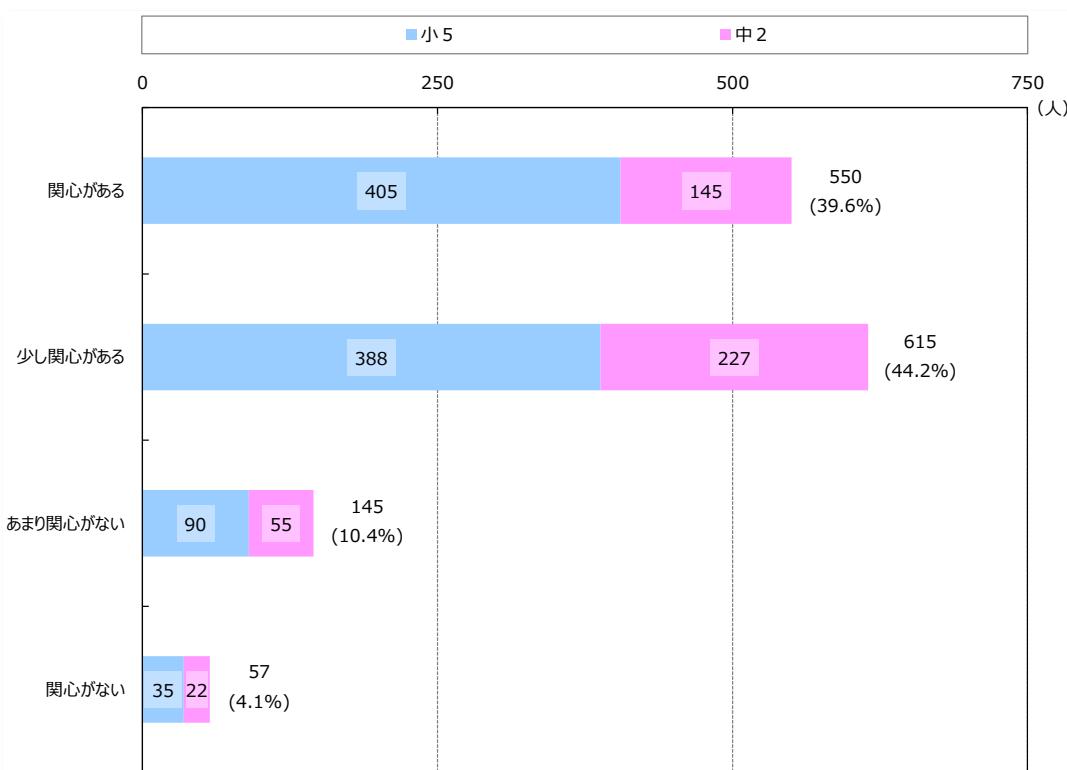


【環境に配慮した取組のために、区に要望すること】(n=179)(3つまで回答)

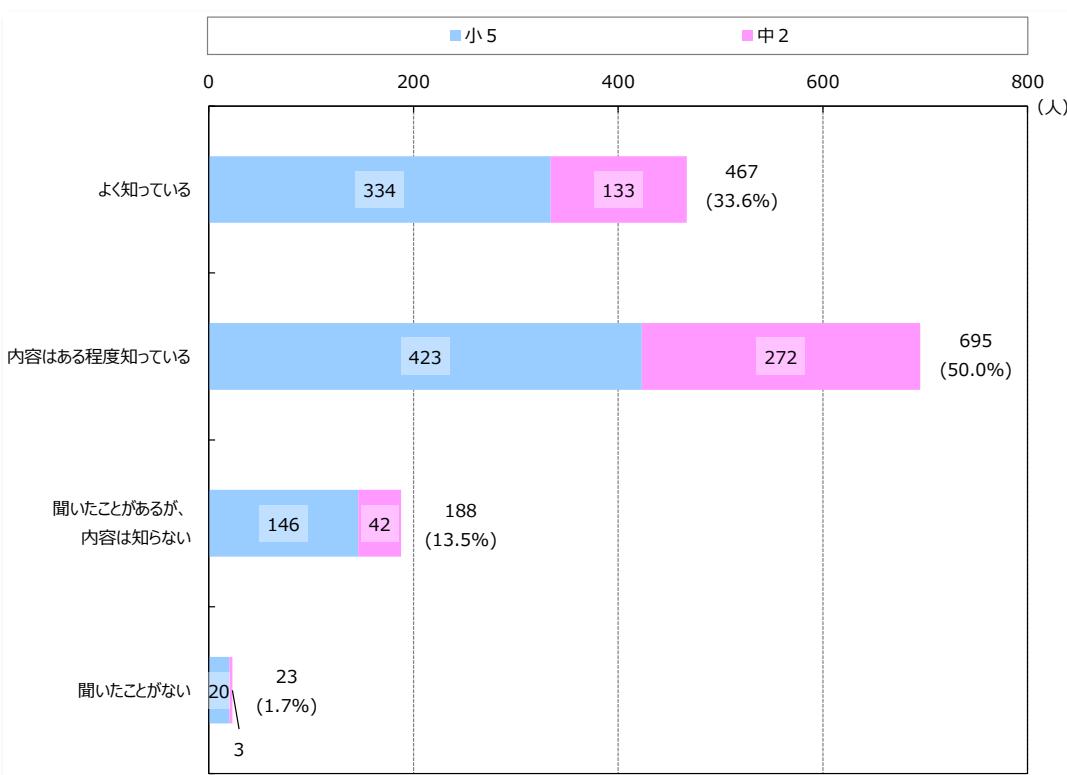


(4)小・中学生意識調査の結果

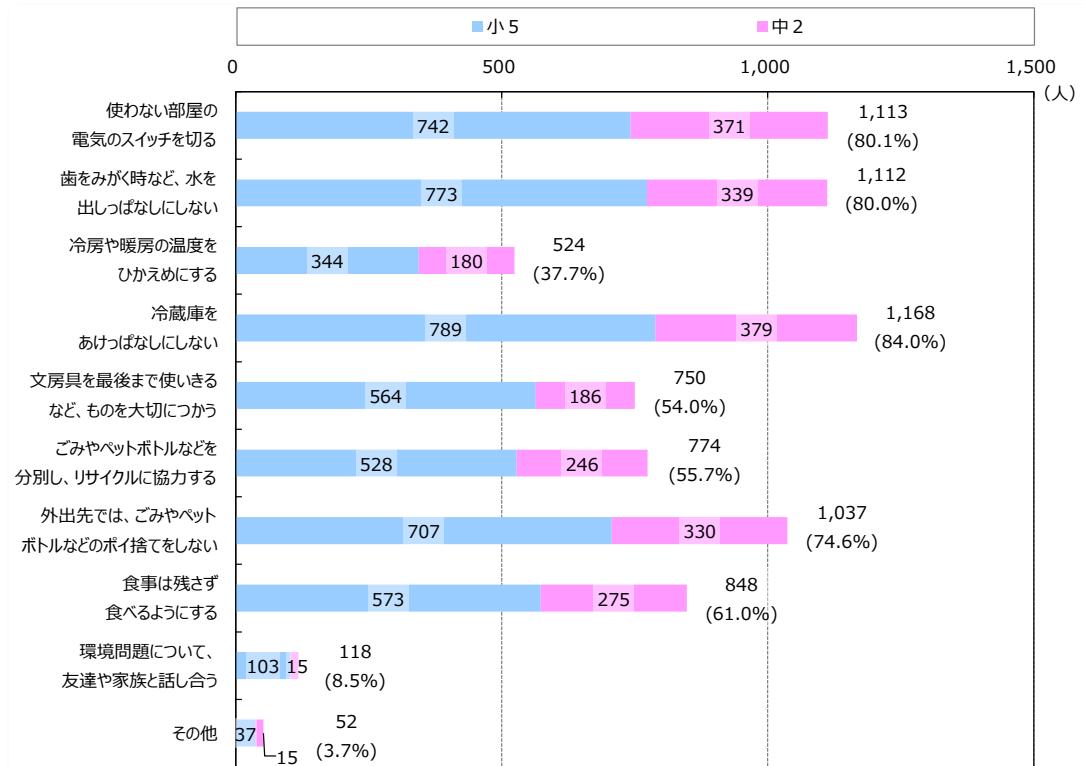
【環境問題への関心】(n=1,390)



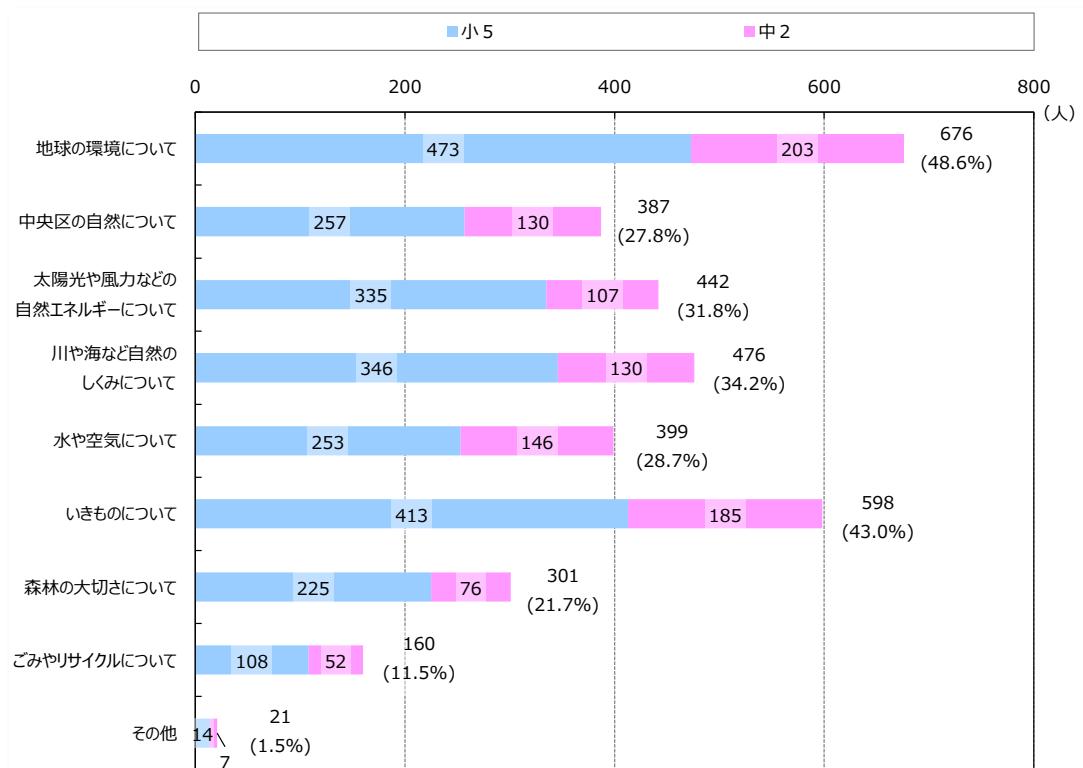
【地球温暖化について】(n=1,390)



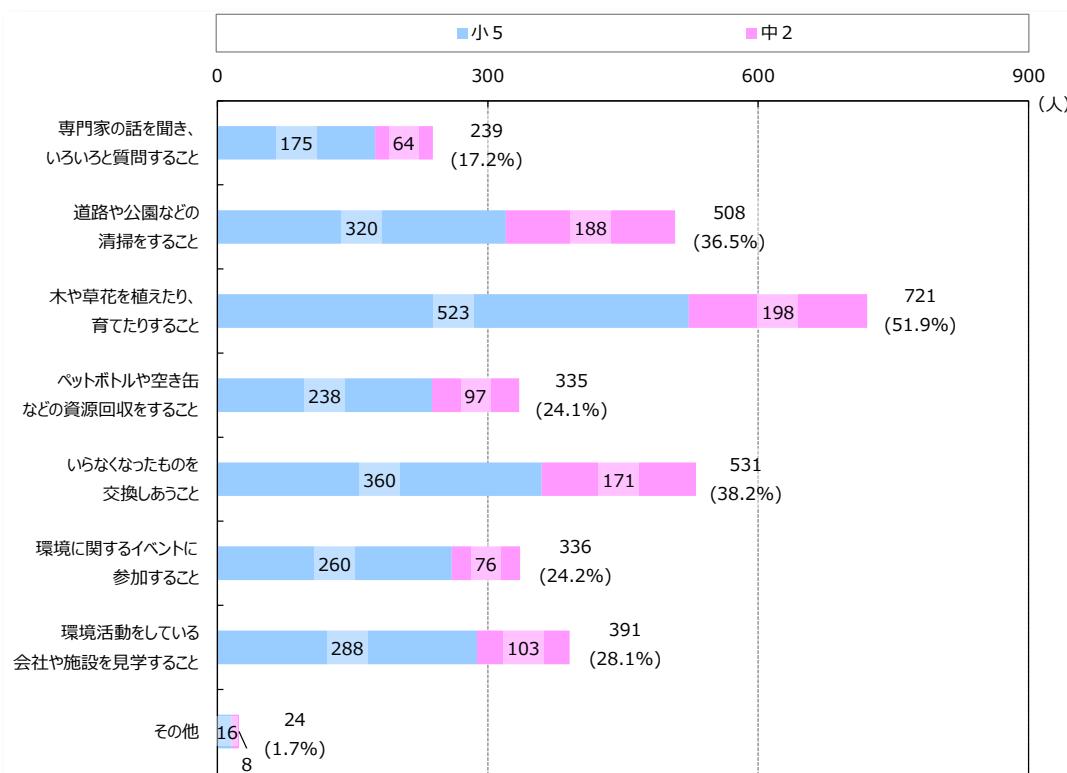
【環境を守るために、日ごろ行っていること】(n=1,390)(複数回答)



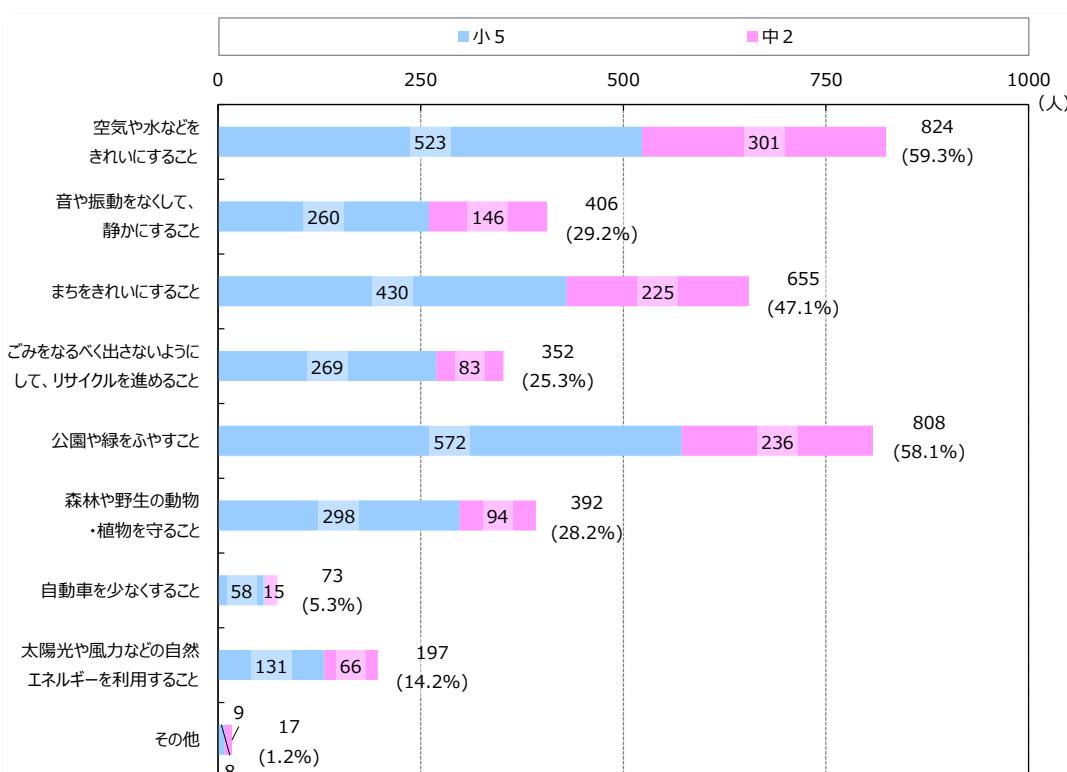
【環境について、学んでみたいと思うこと】(n=1,390)(3つまで回答)



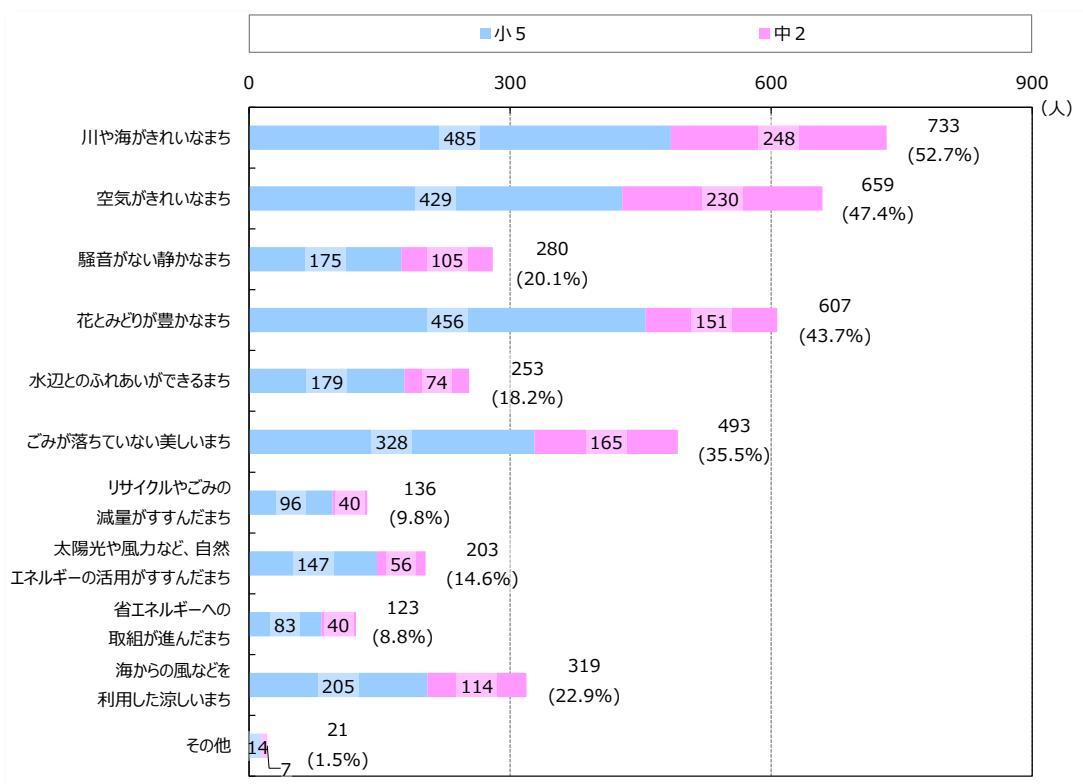
【環境を守るために、みんなで行ってみたいこと】(n=1,390)(3つまで回答)



【環境を守るために、中央区に特にしてほしいこと】(n=1,390)(3つまで回答)



【中央区が将来どんなまちになってほしいか】(n=1,390)(3つまで回答)



◆ 4 「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の 二酸化炭素排出量削減目標の考え方について

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の削減目標の設定について

（1）削減目標設定の考え方

① 削減目標の対象

平成 26(2014)年度の温室効果ガス排出量は 2,473 千 t-CO₂ であり、このうち二酸化炭素(以下「CO₂」という)が 2,258 千 t-CO₂ と 91.3%を占めています。本計画においては前計画と同様、CO₂のみを削減目標の対象とします。

② 基準年度及び目標年度

国の「地球温暖化対策計画」(平成 28(2016)年 5 月)を踏まえ、基準年度を平成 25(2013)年度、目標年度を平成 42(2030)年度とします。

なお、本計画期間の最終年度である平成 39(2027)年度及び前期の最終年度である平成 34(2022)年度における排出量を目安として示します。(第4章 45 ページ 図 4-1)

③ 削減目標設定方法

削減目標の設定にあたっては、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル Ver.1.0」(環境省 平成 29(2017)年 3 月)に基づいて検討します。

まず、今後追加的な対策を見込まないまま推移した場合の将来の CO₂ 排出量として、エネルギー消費原単位や排出係数は変化せず、世帯数や業務系延床面積等の量のみが変化すると仮定した場合の平成 42(2030)年度の CO₂ 排出量を推計します(STEP1)。次に、STEP1 の排出量から、部門別の対策・施策による削減効果を試算して平成 42(2030)年度の削減目標を検討します(STEP2)。

(2)削減目標の検討

①将来推計(STEP1)

平成 42(2030)年度の CO₂ 排出量について、以下の方法で推計を行います。

表 1 推計方法

部門		推計方法
産業 部門	農業	平成 25 (2013) 年度の排出量と同程度で推移すると仮定
	建設業	建築着工床面積について、家庭系は世帯数（民生家庭部門を参照）、業務系は業務系延床面積（民生業務部門を参照）の平成 25 (2013) 年度から平成 42 (2030) 年度の伸び率をそれぞれ乗じ、これらを合計した建築着工床面積全体の伸び率を予測 平成 25 (2013) 年度の建設業の CO ₂ 排出量に、建築着工床面積の伸び率を乗じることで、平成 42 (2030) 年度の排出量を推計
	製造業	製造品出荷額等について、過去 10 年間のデータを基に推計を行い、平成 25 (2013) 年度から平成 42 (2030) 年度の伸び率を予測 平成 25 (2013) 年度の製造業の排出量に、製造品出荷額等の伸び率を乗じることで、平成 42 (2030) 年度の排出量を推計
民生家庭部門		平成 30 (2018) 年度から平成 39 (2027) 年度については、将来予測人口と世帯当たり人口（平成 20 (2008) ~ 平成 29 (2017) 年度の平均）から世帯数を推計 人口予測がされていない平成 40 (2028) ~ 平成 42 (2030) 年度については、平成 30 (2018) ~ 平成 39 (2027) 年度の世帯数の推移を基に推計
民生業務部門		中央区内の今後竣工予定の主な大規模オフィスビルの延床面積が 675,100m ² （森ビル株式会社「東京 23 区の大規模オフィスビル市場動向調査 2017」（平成 29 (2017) 年 4 月 25 日）より）あり、平成 25 (2013) 年度の業務系延床面積の 4.3%に相当することから、大規模オフィスビル以外の増加も踏まえて、平成 25 (2013) 年度から平成 42 (2030) 年度の伸び率を 5.0%と想定
運輸 部門	自動車	世帯当たりの自動車保有台数の実績値及び世帯数の推計値（民生家庭部門を参考）を基に、平成 25 (2013) 年度から平成 42 (2030) 年度の自動車保有台数の伸び率を予測 平成 25 (2013) 年度の自動車からの CO ₂ 排出量に、自動車保有台数の伸び率を乗じることで、平成 42 (2030) 年度の排出量を推計
	鉄道	中央区内の駅の乗降人員について、過去 10 年間のデータを基に推計を行い、平成 25 (2013) 年度から平成 42 (2030) 年度の伸び率を予測 平成 25 (2013) 年度の鉄道からの CO ₂ 排出量に、乗降人員の伸び率を乗じることで、平成 42 (2030) 年度の排出量を推計
廃棄物部門		「中央区一般廃棄物処理基本計画 2016」の区収集ごみの予測値（平成 32 (2020) 年度、平成 37 (2025) 年度）の伸び率を基に、平成 42 (2030) 年度の廃棄物部門の排出量を推計

将来推計の結果、平成42(2030)年度における区のCO₂排出量は2,800,282t-CO₂となり、平成25(2013)年度と比べて16.7%の増加となる見込みです。

表2 推計結果(STEP1)

部門		基準年度 排出量	活動量				将来推計 排出量	
			2013年度 [A]	2013年度 [B]	2030年度 [C]	項目 (単位)		
産業 部門	農業	16	—	—	—	—	1.00	16
	建設業	61,990	620,730	724,673	建築着工床面積 (m ²)	—	1.17	72,370
	製造業	18,105	5,685,391	4,632,496	製造品出荷額等 (万円)	—	0.81	14,752
民生家庭部門		279,753	74,293	126,417	世帯数(世帯)	—	1.70	476,028
民生業務部門		1,687,172	—	—	—	—	1.05	1,771,531
運輸 部門	自動車	252,033	45,790	64,103	自動車保有台数 (台)	—	1.40	352,830
	鉄道	50,566	2,401,584	2,466,224	乗降人数(人)	—	1.03	51,927
廃棄物		49,814	35,229	43,018	区収集ごみ(t)	—	1.22	60,827
合計		2,399,449	—	—	—	—	—	2,800,282
基準年度比		—	—	—	—	—	—	16.7%

※排出量の単位はt-CO₂

②対策・施策による削減見込量の検討(STEP2)

STEP1の将来推計結果から対策・施策を実施した場合の削減見込量について、国の「地球温暖化対策計画」で示されている対策・施策による部門別の削減見込量を区に当てはめて検討します。

区の削減見込量の検討にあたっては、対策・施策ごとに定めた指標に基づき、国と区の比率を求め、国の削減見込量にこの比率を乗じることで区の削減見込量を試算しています。^{※1}

表3 削減見込量の検討結果(STEP2)

部門	対策・施策	国の削減見込量 ^{※2} (万t-CO ₂)	指標	区の削減見込量 ^{※2} (t-CO ₂)
産業部門	・省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進（業種横断）	2,142	CO ₂ 排出量（産業部門）	3,030
	・再生可能エネルギーの導入 ^{※3}	16,599	再生可能エネルギー導入容量	17
	・電力分野のCO ₂ 排出原単位の低減 ^{※3}	19,910	電力消費量	7,205
民生家庭部門	・トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	483	世帯数	7,177
	・住宅の省エネ化	991	世帯数	16,198
	・高効率な省エネルギー機器の普及	1,524	世帯数	22,645
	・HEMS・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	710	世帯数	10,550
	・国民運動の推進	69	世帯数	1,025
	・再生可能エネルギーの導入 ^{※3}	16,599	再生可能エネルギー導入容量	133
	・電力分野のCO ₂ 排出原単位の低減 ^{※3}	19,910	電力消費量	55,770
民生業務部門	・建築物の省エネ化	1,157	事業所数（第3次産業）	87,243
	・高効率な省エネルギー機器の普及	1,148	事業所数（第3次産業）	86,594
	・トップランナー制度等による機器の省エネ性能向上	1,706	事業所数（第3次産業）	128,640
	・BEMSの活用、省エネ診断等による徹底的なエネルギー管理の実施	1,005	事業所数（第3次産業）	45,469
	・国民運動の推進	194	事業所数（第3次産業）	11,709
	・再生可能エネルギーの導入 ^{※3}	16,599	再生可能エネルギー導入容量	853
	・電力分野のCO ₂ 排出原単位の低減 ^{※3}	19,910	電力消費量	358,687
運輸部門	・次世代自動車の普及、燃費改善	2,379	CO ₂ 排出量（自動車）	31,946
	・道路交通対策	322	道路延長、信号機数	1,492
	・環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	66	事業所数（運送業）	2,230
	・公共交通機関及び自転車の利用促進	178	CO ₂ 排出量（自動車）	2,390
	・鉄道分野の省エネ化	178	旅客人員数	174
	・トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進	208	事業所数（運送業）	8,753
	・国民運動の推進	299	CO ₂ 排出量（自動車）、カーシェアリングステーション数	11,210
廃棄物部門	・廃棄物処理における取組	6	廃プラスチック焼却量	392
	・廃棄物焼却量の削減	44	廃プラスチック焼却量	2,784
	合計	51,318	-	904,315

※1: 試算した削減見込量は、区の状況等を勘案し、別途導入率を設定している項目があります。

※2: 端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。

※3: 「再生可能エネルギーの導入」、「電力分野のCO₂排出原単位の低減」については、国の「地球温暖化対策計画」では一つの項目として示されているため、区内の電力消費量の比率を基に、産業部門、民生家庭部門、民生業務部門に振り分けて計上しています。したがって、国の削減見込量としては「地球温暖化対策計画」で示されている値を共通で記載しています。なお、合計には重複を除いた量を記載しています。

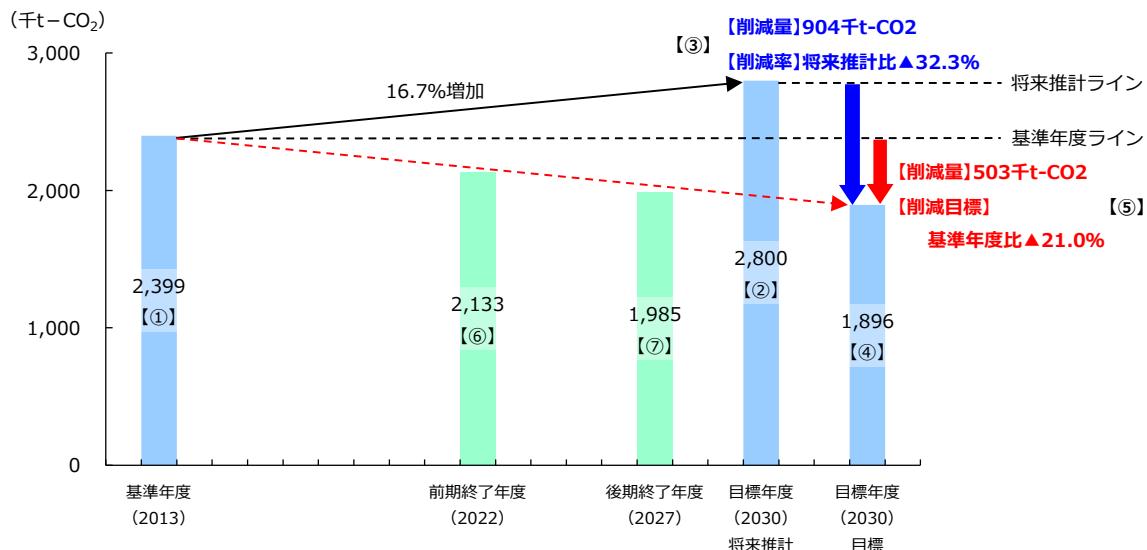
③削減目標の設定

CO₂排出量の将来推計(STEP1)及び対策・施策による削減見込量の検討(STEP2)を踏まえ、平成42(2030)年度の削減目標を以下のとおりとします。

表4 平成42(2030)年度の削減目標

部門	2013年度	2030年度			2013年度比 削減率
	排出量 (t-CO ₂) 【①】	将来推計 排出量 (t-CO ₂) 【②】	削減見込量 (t-CO ₂) 【③】	目標排出量 (t-CO ₂) 【④】	
産業部門	80,111	87,138	▲10,252	76,887	▲4.0%
民生家庭部門	279,753	476,028	▲113,496	362,532	+29.6%
民生業務部門	1,687,172	1,771,531	▲719,194	1,052,336	▲37.6%
運輸部門	302,599	404,757	▲58,196	346,561	▲14.5%
廃棄物部門	49,814	60,827	▲3,177	57,650	+15.7%
合計	2,399,449	2,800,282	▲904,315	1,895,967	▲21.0%

※端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。



なお、基準年度と目標年度を直線的に結んだ場合、本計画の前期終了年度である平成34(2022)年度のCO₂排出量の目安は2,133千t-CO₂(【⑥】)、後期終了年度である平成39(2027)年度のCO₂排出量の目安は1,985千t-CO₂(【⑦】)となります。

◆ 5 環境用語集

あ 行

■一酸化窒素(NO) 【P15, 51】

「一酸化窒素」(NO)は、「窒素酸化物」(NO_x)の一種で、1個の窒素原子(N)と1個の酸素原子(O)が結合して生成される無色の空気よりやや重い気体のこと。一酸化窒素(NO)より酸素原子が1個多い「二酸化窒素」(NO₂)とは、空気中の酸素(O₂)やオゾン(O₃)の作用によって変化する密接な関係がある。

■エコドライブ 【P41, 51】

温室効果ガスや大気汚染の原因物質の排出を減らすために環境に配慮した運転を行うこと。穏やかにアクセルを踏んで発進する、加速・減速の少ない運転、無駄なアイドリングをしない、燃費を把握することなどが挙げられる。

■エネルギー管理 【P30, 32, 41, 43, 52】

センサーやIT技術などを用い、エネルギー使用状況や空調、照明などの稼動状況を見える化し、機器を制御したり、再生可能エネルギー機器や高効率機器を導入したりすることでエネルギー利用を効率化すること。

■温室効果ガス 【P1, 2, 8, 9, 10, 21, 28, 30, 38, 41, 43, 54】

赤外線を吸収および再放射する性質のある気体。地表面から放射される赤外線の一部を吸収して大気を暖め、また熱の一部を地表に向けて放射することで、地球を温室のように暖める。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC_s)、パーフルオロカーボン類(PFC_s)、六ふつ化硫黄(SF₆)、三ふつ化窒素(NF₃)の7種類を温室効果ガスと定め削減対象としている。

か 行

■環境基本法 【P2】

公害対策基本法で公害対策を、自然環境保全法で自然環境対策を行っていたが、複雑化・地球規模化する環境問題への対応に限界があるとの認識から、環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として平成5(1993)年に制定された。

基本理念としては、(1)環境を健全で恵み豊かなものとして維持すること(2)環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築(3)国際的協調による地球環境保全の積極的推進が掲げられている。このほか、環境保全に関する施策(環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置など)が規定されている。

■クリーンデー 【P25】

地域美化意識の高揚を図り、たばこの吸い殻や空き缶などのごみの散乱を防止するため、5月30日(ゴミゼロの日)を「環境美化の日」と定めた11都県(東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、静岡県、長野県、新潟県)の統一行動に合わせて実施する、町会・自治会・ボランティア、企業などによるまちの一斉清掃。

■光化学オキシダント(O_x) 【P15, 51】

工場や自動車から排出される窒素酸化物(NO_x)や揮発性有機化合物(VOC)などが、夏季などに太陽の強い紫外線で光化学反応を起こすことにより生成されるオゾン(O₃)などの総称で、光化学スモッグの原因となる物質のこと。酸化力が強く、高濃度時には呼吸器に影響を及ぼす。常時監視の測定データが一定の濃度を超えた場合には、注意報や警報が発令される。

■コミュニティサイクル 【P22, 25, 29, 30, 38, 41, 44】

地域内で自転車を共有するシステムで、貸出・返却のための拠点(サイクルポート)を複数設置し、どのサイクルポートでも自由に乗り降りできるもの。

さ 行

■再生可能エネルギー 【P21, 30, 38, 44】

一度利用しても比較的短時間で再生が可能で、資源が枯渇しないエネルギー源のこと。太陽光・太陽熱・水力・風力・地熱・波力などの自然エネルギーに加え、バイオマス(廃棄物・木材など)が挙げられる。

■サーキュラーエコノミー(循環型経済) 【P1】

消費された資源を廃棄するだけではなく、回収し、再利用し続ける循環型経済モデルのこと。具体的には、遊休不動産を活用した民泊や、車の共同所有によるカーシェアリングなどがあげられる。欧州連合(EU)の行政府に相当する欧州委員会が平成27(2015)年12月にEUの成長戦略の枠組みとして、「サーキュラーエコノミーパッケージ」を採択した。

■車道透水性舗装 【P24, 31, 41, 50】

舗装路面から浸透した雨水を舗装体を通して地中に浸透させる構造を有する舗装。雨水を地中に浸透させるため、雨水の流出抑制と地下水の涵養(かんよう)効果、車両走行安全性の機能がある。

■遮熱性舗装 【P23, 24, 31, 40, 41, 50】

太陽光に含まれる赤外線を反射する特殊な材料(遮熱材)を路面に塗布した舗装。赤外線の吸収による蓄熱を防ぎ、路面温度の上昇を抑制し、ヒートアイランド現象を緩和する。

■省エネルギー診断 【P43】

電気・ガスなどエネルギーの使用状況や設備の保有状況・稼働状況を訪問調査により確認し、省エネルギー対策について提案する事業。

■食品廃棄物 【P11, 30, 41, 46】

本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。製造過程で発生する規格外品、小売店での売れ残り、店舗や家庭での食べ残しや賞味期限切れによる廃棄などが該当する。

■水素エネルギー 【P29, 41, 44】

様々な資源から製造でき、エネルギーの利用段階で、二酸化炭素(CO₂)や大気汚染物質を排出しないクリーンなエネルギーとして期待されている。平成 21(2009)年には家庭用燃料電池(エネファーム)、平成 26(2014)年には燃料電池自動車(FCV)が市販化されるなど、水素エネルギーの利活用が進んでいる。

■スマートシティ 【P35】

ICT (Information and Communication Technology)などの先端技術をエネルギーと生活インフラの管理に用いることで、安心・安全、便利で無駄のない暮らしや経済活動の実現を目指すまちづくりの考え方のこと。

■生物化学的酸素要求量(BOD) 【P15】

好気性微生物が水中の有機物を二酸化炭素(CO₂)や水に分解するために必要とする酸素の量。河川の汚れの度合いを示す代表的な指標である。この数値が大きいほど川は汚れていることになり、5mg / ℓ 以下が望ましい。

た 行

■地球温暖化対策の推進に関する法律 【P2, 45】

地球温暖化対策に関する基本原則を定めるとともに、国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明記し、経済活動などの様々な活動に起因する温室効果ガスの排出抑制に向けた施策が定められている法律。

■低公害・低燃費車 【P25, 31, 41, 50】

排気ガスを発生しない、または排気ガス発生量が相当程度少なく、かつ、燃費性能が相当程度高いと認められる自動車のこと。

■低騒音舗装 【P24, 25, 31, 40, 41, 50】

タイヤと路面の接触により発生する騒音を抑え、車体と路面間での多重反射音を吸収する効果がある舗装。低騒音舗装の場合、通常のアスファルト舗装よりも路面の空隙(くうげき)率が大きいことから、空気が通り、音が吸収され、騒音の発生を抑えている。

■低炭素社会 【P29, 30, 32, 34, 35, 38, 41, 43, 45, 52】

石油などの化石燃料の大量消費に頼ることなく、二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。

■電力の二酸化炭素排出係数 【P8】

電力事業者が一定の電力を作り出す際にどの程度の二酸化炭素(CO_2)を排出したかを示す係数。火力発電は化石燃料を燃やして発電するため、火力発電の利用率が高いと排出係数は高くなり、再生可能エネルギーや原子力発電の利用率が高いと排出係数は低くなる。

な 行

■二酸化硫黄(SO_2) 【P15, 51】

石油や石炭など、硫黄分を含んだ燃料の燃焼により発生する気体のこと。呼吸器に悪影響を与え、四日市ぜんそくの原因となつたことで知られる。

■二酸化炭素(CO_2) 【P4, 8, 21, 22, 28, 30, 31, 32, 35, 41, 43, 44, 45, 51, 52】

「地球温暖化対策の推進に関する法律」で削減対象になつてゐる温室効果ガスの内、最も量が多いガス。化石燃料の燃焼や生物の呼吸、発酵などに伴い排出され植物の光合成により消費される。

■二酸化窒素(NO_2) 【P15, 51】

石油や石炭など、窒素分を含んだ燃料の高温燃焼により発生する気体のこと。高温燃焼の過程で、まず一酸化窒素(NO)が生成され、それが大気中の酸素と結びつくことにより、二酸化窒素(NO_2)となる。二酸化窒素(NO_2)は、呼吸器障害の原因といわれている。

■燃料電池自動車(FCV) 【P44】

燃料電池で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車。(「都市づくりのガイドライン-東京の未来を創ろう-」(東京都都市整備局)より)

は 行

■パリ協定 【P1】

温室効果ガス削減などについて、すべての国が参加する公平かつ実効的な枠組みとして平成27(2015)年12月に気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)で採択された。発効に必要な要件を満たしたことで、平成28(2016)年11月4日に発効された。

■浮遊粒子状物質(SPM) 【P15, 51】

大気中に気体のように長時間浮遊している微粒子であつて、その粒径が $10\text{ }\mu\text{m}$ 以下のものをいう。 $10\sim20\text{ }\mu\text{m}$ 以上の粒径の粒子は自重により降下するので降下ばいじんとして区別される。視程障害の原因となるほか、硫黄酸化物などと相まって呼吸器系疾患の要因になる。

ま 行

■まちかどクリーンデー 【P25, 40】

家庭や事業所などの自主的な清掃活動の輪を広げ、清潔で快適なまちを実現するため、毎月10日を「まちかどクリーンデー」とし、清掃活動の促進を図っている。

や 行

■溶存酸素量(DO) 【P15】

水中に溶解している分子状酸素のことで、空気から溶け込むものが大部分であるが、水中の緑色植物光合成作用によって、日中多量に生産されることも多い。清浄な河川にあっては、溶存酸素量は、ほぼ飽和に近い8~9mg/lを示す。魚が住むには最低5mg/l以上が必要である。

ら 行

■リサイクル 【P21, 22, 30, 41, 46, 52】

製品化された物を再資源化し、新たな製品の原材料として利用すること。

■リユース 【P12】

使用された製品をもう一度そのまま使用、または製品の一部分をその他の製品の一部として使用すること。

■緑被率 【P17, 49】

ある地域における、緑で被われた土地の面積の、その地域全体の面積に占める割合。

数字・アルファベット

■3R 【P35, 37, 41, 46】

循環型社会形成推進基本法に示されている廃棄物・リサイクル対策の優先順位で、第一に廃棄物の発生抑制(リデュース、Reduce)、第二に使用済製品、部品の再使用(リユース、Reuse)、第三に回収されたものを原材料として利用する(リサイクル、Recycle)の3つの頭文字をとったもののこと。

■BRT(Bus Rapid Transit) 【P22, 41, 44】

連節バス、バス専用道路、ICカードシステム、道路改良などにより、軌道系鉄道と比較しても遜色のない機能を有し、かつ柔軟性を兼ね備えたバスをベースとした都市交通システムを指す。（「都市づくりのガイドライン－東京の未来を創ろう－」（東京都都市整備局）より）

■LED(Light Emitting Diode) 【P21, 30, 38, 43】

発光ダイオードの略で、電気を流すと発光する半導体の一一種のこと。LED照明は白熱灯や蛍光灯と比べ、寿命が長い、消費電力が少ない、小型化が可能といった長所がある。

■SDGs(Sustainable Development Goals) 【P1】

平成 27(2015)年 9 月の国連総会において、持続可能な開発目標として採択され、「世界を変えるための17の目標」で構成されている。環境面においては、エネルギー、気候変動、生態系・森林などに関するゴール(目標)が定められ、平成29(2017)年3月には、一般財団法人建築環境・省エネルギー機構により、自治体が SDGs に取り組むためのガイドラインが策定されている。